

第16章 特別手続

第一節 特別手続概説

一 特別手続の概念

特別手続は、法院が、実体的権益紛争のない特別類型事件の審理に適用する裁判手続である¹⁾。特別手続は独立の適用範囲と特徴を有している。通常手続・簡易手続との対比でいえば、特別手続は特定の事件についてのみ適用され、この類型の事件には一般に民事権益紛争が存在せず、利害関係が相対立する双方当事者も存在しない。また、特別手続は単独の一つの手続ではなく、各種異なる類型の特定事件であり、異なる手続が適用され、かつ各手続間には必然的な関係はない。このように特別手続は異なる特別類型の事件に適用される異なる手続を包括したものである。

人民法院が特別事件を審理するとき、まず特別手続中の特別規定を優先的に適用し、特別手続に規定がない場合は、特別事件の法的性質に従う前提の下、民事訴訟法の通常手続規定およびその他の法律の関連規定を適用することができる(中国民訴177条後段)。

二 特別手続の適用範囲

特別手続の適用範囲は、特に指定されたものであり、具体的には以下の二つである。

1) 特別手続の適用法院が特定されている。基層人民法院が特定事件を審理する場合に特別手続を適用ことができ、中級以上の人民法院は特別手続を適用

1) 江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』(中国人民大学出版社・2015年)381～382頁、肖建国編『民事訴訟法』(中国人民大学出版社・2013年)195頁参照。

せず、その中には管轄権移転による提審を利用できないものを含む。

2) 特別手続を適用審理する事件が特定されており、選挙人資格事件手続と非訟事件²⁾に限定される。すなわち、特別手続の適用事件は選挙人資格事件、失踪または死亡宣告事件、公民の民事行為無能力または制限民事行為能力認定事件、無主財産認定事件、調停合意確認事件、担保権実行事件を含む（中国民訴177条前段）。

三 特別手続の特徴³⁾

中国民訴法第15章「特別手続」第1節「一般規定」（177～180条）は、第15章が定める各種事件に適用される特別手続の共通ルールであり、通常手続・簡易手続と異なる特徴を示している。

1 原告・被告が存在しない

通常手続・簡易手続では、事件はすべて原告の訴え提起によるものであり、「民事訴訟の訴え提起制度」の規定が適用され、かつ利害関係の相対立する当事者が存在するのに対し、特別手続を適用審理する事件では、選挙人資格事件を除き、すべて申立人により申立てが提起され、事件内容の違いにより申立ての条件も異なっており、また訴えを提起する者〔起訴人〕または申立人が存在するだけで、被告は存在しない。

2 特別手続の審理事件は一定の法律事実確認を行う

通常手続・簡易手続において人民法院が事件審理を行うのは、ある民事法律関係の確認をし、かつ双方当事者の権利義務を確定するためである。これに対して特別手続を適用審理する事件では、民事権益の争いおよび利害関係の対立する当

2) また中国民法通則が定める後見人の指定・取消事件、失踪者財産管理人の変更申立事件等は、中国民事訴訟法に規定はないが、その性質上非訟事件に属しており、人民法院はこれらの事件についても特別手続の関連規定を参照適用して事件を審理することができる（肖編・前掲注1）195～196頁、李浩『民事訴訟法学〔第3版〕』（法律出版社・2016年）357頁参照）。

3) 江・肖主編・前掲注1）381～382頁、肖編・前掲注1）196～197頁、李・前掲注2）356頁、齊樹潔主編『民事訴訟法〔第4版〕』（中国人民大学出版社・2015年）262～263頁、張卫平『民事訴訟法〔第3版〕』（中国人民大学出版社・2015年）353頁、趙剛・占善剛・劉学在『民事訴訟法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）322～323頁参照。

事者がともに存在しないが、人民法院が事件審理を行う目的は、一方当事者にある種の民事義務・民事責任の負担を求めるものではなく、一定の法律事実の存在を確認し、それにより一定の法律関係の発生、変更、消滅の法律効果を生じさせる点にある。

なお、人民法院は、特別手続による審理過程において、当該事件が民事權益に関する争いに属することを発見した場合、特別手続の終結を裁定し、かつ利害関係人に対して別に訴え提起が可能であることを告知しなければならない（中国民訴179条）。

3 特別手続は原則として裁判官独任制による

通常手続の適用事件において、合議体の構成は必須であり、かつ合議体は裁判官だけでもよいし裁判官および陪審員によることも可能である。これに対して特別手続の適用事件では、選挙人資格事件および重大・困難な事件が裁判官により構成された合議体で審理される以外、その他の事件は裁判官独任制による（中国民訴178条中段、後段）。

4 特別手続は一審終審制

通常手続の適用事件では、最高人民法院が行った一審判決、裁定および上訴を許さない裁定を除き、当事者はその第一審判決、再審に対して上訴提起が可能である。これに対して特別手続を適用審理する事件は一審終審であり（中国民訴178条前段）、判決の言渡しまたは送達によって直ちに法的効力が発生し上訴は許されない。

5 審理期限が比較的短い

この点、通常手続を適用審理する事件は、立案の日から6ヶ月内に審理を終結しなければならない（中国民訴149条）、判決に対する上訴事件は、第二審立案日から3ヶ月内に（同176条1項）、簡易手続は立案日から3ヶ月内に審理を終結しなければならない（同161条）。これに対し、特別手続を適用審理する場合、立案日から30日内、または公告期間満了後30日に審理を終結しなければならない、特別の状況により延長する必要がある場合、当該法院の院長の承認を得なければならない（同180条）。ただし、選挙人資格事件はこの例外とされ、必ず選挙日前に審理を終結しなければならない（同182条）。